

みなさんは、「鳥獣保護管理法」をご存知ですか？ 正式名称は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」といい、鳥獣の捕獲等の規制、鳥獣等の飼養・販売等の規制、鳥獣保護区、狩猟免許・登録などに関する制度等について定められています。

この法律により、野生鳥獣は許可なく捕獲することができません(損傷や卵の採取を含む)。現在、東京都では愛玩飼養のための捕獲は許可をしていません。愛玩飼養とは、ペットとして飼うことです。もし、違反すると処罰されますのでご注意ください。(1年以下の懲役又は百万円以下の罰金)

また、許可を得て捕まえた野鳥を飼う場合には登録が必要です。登録をすると「登録票(飼養登録)」が交付されます。この「登録票」がなく野鳥を飼うことはできません。

現在「登録票」が交付されている野鳥は、過去に許可を得て捕獲された野鳥です。また、飼うことができるのは一世帯に一羽です。

違法行為に心当たりのある方は、下記へ連絡をお願いします。

「キレイだから」「カワイイから」といって、野鳥を捕まえたり飼ったりせず、野生のままの姿を見守りましょう。

問い合わせ：大島支庁産業課林務担当 (2) 4431

// 新島出張所 (5) 0281

// 神津島出張所 (8) 0311

